

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年9月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900017号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900029号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月1日から平成12年4月1日まで

私は、A社C店(厚生年金保険の適用事業所の名称は、A社B事業所)に、オープンの2週間ぐらい前から、パート従業員として勤務し始め、平成12年3月までは1日7.5時間で週5日、レジ業務に従事していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主の回答により、請求者が、平成11年8月20日から平成12年3月14日までの期間において、A社にパート従業員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社B事業所において、平成11年9月4日から平成12年3月14日までの期間は短時間労働被保険者であることが確認できるところ、請求期間当時、請求者と同様にA社C店でパート従業員としてレジ業務に従事していたとする複数の従業員についても、それぞれ短時間労働被保険者としての雇用保険の被保険者期間が確認できるものの、その期間に対応する厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社D事業所の担当者は、請求期間当時、短時間労働被保険者として雇用保険に加入している者は、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていた旨陳述している。

また、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについては、当時の資料がないため不明である旨回答している上、上述の複数の従業員を含む請求期間当時のA社C店に勤務していたとするパート従業員及びA社B事業所において、請求期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したものの、請求者の同社における厚生年金保険料の控除についての具体的な回答を得ることができず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

することができない。

さらに、企業年金連合会は、E 厚生年金基金から移換された記録に請求者の加入記録は確認できない旨回答している上、F 健康保険組合も、請求者の加入記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。